

【理窓会会議室利用における拡大予防ガイドライン】

2020年6月26日作成

「Ⅰ 理窓会事務室で取り組むこと」

1. 第1会議室・第2会議室利用の予約条件
 - 各一日一組（利用時間は午前10時～午後9時まで）
2. 会議室利用者数の制限：
 - ① 三密を回避するための会議室レイアウト作成
 - ② 会議室の収容人数は規定人数の半数程度
3. 消毒・除菌（会議室予約利用日の早朝にて、委託業者による消毒清掃）
会議室のテーブル・椅子・ドアノブ等の消毒清掃の実施

「Ⅱ ご利用者にお願ひすること」

1. 入場制限
以下の事項に該当する方は、会議室利用等の参加を見合わせるようお願いいたします。
 - ① 体調不良の方（発熱・咳があるなど）
 - ② 咳・喉の不調など風邪症状のある方
 - ③ 必要に応じて検温の実施をお願いします。
2. マスク着用等
 - 会議室のご利用の際は、マスクの着用、アルコールによる手指消毒等、感染症対策の周知をしていただくようお願いいたします。
3. 社会的距離（会議室内）
 - 原則、会議室の収容人数は、当会規定人数の半数程度でご予約
 - ・第1会議室の収容人数 36名→18名以内
 - ・第2会議室の収容人数 66名→33名以内
4. 部屋の換気
 - 6階の第1会議室は窓を開け、出入り口のドアも開けること
 - 7階の第2会議室は喚起のスイッチを常にONとし、出入り口のドアも開けること
5. 手洗い・手指の消毒
 - ご利用責任者は、必ずマスクの予備や除菌グッズ等を持参すること
6. 会議室利用規程等の遵守
 - 本ガイドライン及び、会議室利用規程の内容に従う事

7. その他

- ① 高齢者を対象とした研修・イベント等の開催には、感染防止への特段の配慮
- ② 他都道府県からお越しの方へ、十分な感染予防対策の実施
- ③ 万一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡できるよう、利用責任者は必ず名簿を自主的に作成のこと。この場合の個人情報の取り扱いは、法令を遵守する。

なお、ガイドラインは2020年6月26日現在の状況に基づくものであり、今後、必要に応じてさらに更新します。

以上、拡大予防ガイドラインの細目を遵守して、当分間、実行してまいります。